

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当たるときは、  
當日が休日に当たる翌日)

告示

## 鳥取県告示第九百八十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百六十条第一項の規定に基づき、三朝町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による東小鹿地区第二工区、東小鹿地区第三工区及び東小鹿地区第四工区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十八年十一月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### ◆選管告示

- 土地改良区の役員の住所の変更
- 土地改良区の役員の住所の変更
- 新たに行おうとする土地改良事業計画の適否の決定
- 土地改良法による換地計画の決定
- 土地改良事業計画の適否の決定（八件）
- 土地改良法による換地計画の適否の決定
- 土地改良法による換地処分（六件）
- 保安林の指定の解除予定
- 林業種苗法による生産事業者の登録
- 林業種苗法による生産事業者の登録の失効
- 開発行為に関する工事の完了（二件）
- 選舉管理委員会の招集

区域を変更する 字の名称	同上の区域（昭和五十七年十二月一日現在の地番による。）
大字東小鹿字屋敷 大字東小鹿字屋敷	大字東小鹿字屋敷のうち二六四から二六六までの一部、二七二の一の一部、二七四の一の一部、二七四の五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字東小鹿字下屋敷五一の一部及びこれと一体をなす国有地

大字東小鹿字河原のうち三〇三の一部並びに三〇三から三〇六まで及び三〇八と一体をなす国有地の一部以外の区

大字東小鹿字長 土路	大字東小鹿字長土路のうち三一六の一部、三二〇の一部、 三三一の一部、三三二の一の一部、三三三の二、三三三の 一部、三三四の一部、三三五及びこれらと一体をなす 国有地の一部以外の区域、大字東小鹿字河原三〇三から三 〇六まで及び三〇八と一体をなす国有地の一部、大字東小 鹿字宮谷三五六の一の一部並びに大字東小鹿字樋口三六六 の二の一部及び三六六の二と一体をなす国有地の一部	大字東小鹿字宮谷	大字東小鹿字長土路のうち三一六の一部、三二〇の一部、 三三一の一部、三三二の一の一部、三三三の二、三三三の 一部、三三四の一部、三三五及びこれらと一体をなす 国有地の一部以外の区域、大字東小鹿字河原三〇三から三 〇六まで及び三〇八と一体をなす国有地の一部、大字東小 鹿字宮谷三五六の一の一部並びに大字東小鹿字樋口三六六 の二の一部及び三六六の二と一体をなす国有地の一部	田前田五二二の一の一部、五二二の五 の一部及び五二八の一から五二八の三までの一部	域並びに大字東小鹿字樋口三六七の一の一部、三六八の一 〇の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三六六の二 と一体をなす国有地の一部
大字東小鹿字上 原	大字東小鹿字樋口のうち三六六の二の一部、三六七の一 の一部、三六八の一〇の一部及びこれらと一体をなす国有 地並びに三六六の二と一体をなす国有地の一部以外の区域 並びに大字東小鹿字河原三〇三の一部及びこれと一体をな す国有地の一部	大字東小鹿字比良	大字東小鹿字樋口のうち三六六の二の一部、三六七の一 の一部、三六八の一〇の一部及びこれらと一体をなす国有 地並びに三六六の二と一体をなす国有地の一部以外の区域 並びに大字東小鹿字河原三〇三の一部及びこれと一体をな す国有地の一部	大字東小鹿字山崎五五六の六	大字東小鹿字山崎五五六の六
大字東小鹿字山 崎	大字東小鹿字山崎のうち五五六の六以外の区域	大字東小鹿字上原	大字東小鹿字上原のうち八九四の一の一部、八九四の二 の一部、八九五の一の一部、九二三の一部、九二四の一部、 九二五の一の一部、九二五の二及びこれらと一体をなす国 有地の一部以外の区域並びに大字東小鹿字比良一〇一の 二と一体をなす国有地の一部	大字東小鹿字前田五二二の一の一部、五二二の五 の一部及び五二八の一から五二八の三までの一部	大字東小鹿字前田五二二の一の一部、五二二の五 の一部及び五二八の一から五二八の三までの一部
大字東小鹿字下 屋敷	大字東小鹿字下屋敷のうち五一の一の一部、五一七の三の 一部、五一七の四の一部、五一八の一及びこれらと一体を なす国有地以外の区域、大字東小鹿字下屋敷二六四から二六 六までの一部、二七二の一の一部、二七四の一の一部、二 七四の五及びこれらと一体をなす国有地並びに大字東小鹿 字下屋敷のうち四五五の二、四五五の三及び 四五六の三以外の区域	大字東小鹿字麻野	大字東小鹿字麻野平のうち四五五の二、四五五の三及び 四五六の三以外の区域	大字東小鹿字山崎五五六の六	大字東小鹿字山崎五五六の六

大字東小鹿字貝 ガラ休	大字東小鹿字貝ガラ休のうち一〇四三の一及び一〇四八 と一体をなす国有地の一部以外の区域	大字東小鹿字比良	大字東小鹿字比良のうち一〇一の二と一体をなす国有 地の一部以外の区域、大字東小鹿字上原八九四の一の一部、 八九四の二の一部、八九五の一の一部、九二三の一部、九 二四の一部、九二五の一の一部、九二五の二及びこれらと 一体をなす国有地の一部並びに大字東小鹿字瓢箪口九八七 の六	大字東小鹿字前田五二二の一の一部、五二二の五 の一部及び五二八の一から五二八の三までの一部	大字東小鹿字前田五二二の一の一部、五二二の五 の一部及び五二八の一から五二八の三までの一部
大字東小鹿字池 津羅口	大字東小鹿字池津羅口のうち一〇六五の一の一部、一〇 六五の二の一部、一〇七六から一〇七八までの一部、一〇 七九、一〇八〇及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、	大字東小鹿字貝	大字東小鹿字貝ガラ休のうち一〇四三の一及び一〇四八 と一体をなす国有地の一部以外の区域	大字東小鹿字前田五二二の一の一部、五二二の五 の一部及び五二八の一から五二八の三までの一部	大字東小鹿字前田五二二の一の一部、五二二の五 の一部及び五二八の一から五二八の三までの一部

大字東小鹿字茂比羅	大字東小鹿字下茂比羅	大字東小鹿字貞ガラ体
大字東小鹿字茂比羅のうち一一三七の六、一一四〇の二、一一四一の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	大字東小鹿字下茂比羅のうち一一〇八の一部、一一〇九の二及びこれらと一体をなす国有地並びに大字東小鹿字茂比羅一一四〇の二	大字東小鹿字貞ガラ体一一〇四三の一部及び一一〇四八と一体をなす国有地の一部、大字東小鹿字下茂比羅一一〇八六の一部、一一〇八七の二の一部、一一〇八七の三、一一〇八八、一一〇八九、一一〇九一の一部から一一〇九一の三までの一部、一一〇九四の二の一部、一一〇九七の一部、一一〇九八の一部、一一〇九九の合併、一一〇〇の一部、一一〇一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字東小鹿字麻野平四五五の一部、一一〇六五の二の一部、一一〇七九、一一〇八〇及びこれらと一体をなす国有地、大字東小鹿字茂比羅上一一〇八の一部及び一一一〇の四の一部並びに大字東小鹿字茂比羅一一三七の六、一一四〇の二及びこれらと一体をなす国有地
大字東小鹿字茂比羅	大字東小鹿字下茂比羅	大字東小鹿字貞ガラ体
大字東小鹿字茂比羅のうち一一三七の六、一一四〇の二、一一四一の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	大字東小鹿字下茂比羅のうち一一〇八の一部、一一〇九の二及びこれらと一体をなす国有地並びに大字東小鹿字茂比羅一一四〇の二	大字東小鹿字貞ガラ体一一〇四三の一部及び一一〇四八と一体をなす国有地の一部、大字東小鹿字下茂比羅一一〇八六の一部、一一〇八七の二の一部、一一〇八七の三、一一〇八八、一一〇八九、一一〇九一の一部から一一〇九一の三までの一部、一一〇九四の二の一部、一一〇九七の一部、一一〇九八の一部、一一〇九九の合併、一一〇〇の一部、一一〇一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字東小鹿字麻野平四五五の一部、一一〇六五の二の一部、一一〇七九、一一〇八〇及びこれらと一体をなす国有地、大字東小鹿字茂比羅上一一〇八の一部及び一一一〇の四の一部並びに大字東小鹿字茂比羅一一三七の六、一一四〇の二及びこれらと一体をなす国有地
大字梅田字三反	大字梅田字小鹿田	大字東小鹿字貞ガラ体
大字梅田字三反田のうち四八の四の一部、五七の一部、五八の一部、五九、六〇の一部、六一の一部及びこれらと一	大字梅田字小鹿田の全域並びに大字東小鹿字小鹿田平の七以外の区域	大字東小鹿字貞ガラ体一二〇一の二二以外の区域

## 鳥取県告示第九百九十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、赤崎町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による梅田地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十八年十一月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する  
字の名称 同上の区域（昭和五十八年七月五日現在の地番による。）

母ヶ谷 大字梅田字上乳	大字梅田字下乳 母ヶ谷	大字梅田字松ノ 下乳	大字梅田字松ノ下のうち四二及びこれと一体をなす国有地 以外の区域	大字梅田字松ノ下のうち四一及びこれと一体をなす国有地 部及びこれらと一体をなす国有地	大字梅田字二郎四田八九の一部、九〇、九一の一部 大字梅田字二郎四田八九の一部、九〇、九一の一部及びこれ らと一体をなす国有地
大字梅田字上乳 母ヶ谷	大字梅田字上乳母ヶ谷のうち七一から七三まで、七四の一 部、七五、七六合併、七七の一、七七の二、七八、七九、 七九の一の一部、八〇の一部、八一の一部、八二の一の一部 大字梅田字二郎四田八九の一部 大字梅田字本谷東半二七〇の二及び二七〇の一、二七一と 一体をなす国有地の一部	大字梅田字下乳母ヶ谷のうち四二及びこれと一体をなす国有地 大字梅田字三反田四八の四の一部、五七の一部、五八の一 部、五九、六〇の一部、六一の一部及びこれらと一体をな す国有地 大字梅田字上乳母ヶ谷七一の一の一部、七二、七三、七四の一 部、七五、七六合併、七七の一、七七の二、七八の一部、 七八の一の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字梅田字二郎四田八九の一部 大字梅田字本谷東半二七〇の二及び二七〇の一、二七一と 一体をなす国有地の一部	大字梅田字下乳母ヶ谷の全域 大字梅田字三反田四八の四の一部、五七の一部、五八の一 部、五九、六〇の一部、六一の一部及びこれらと一体をな す国有地 大字梅田字下乳母ヶ谷七一の一の一部、七二、七三、七四の一 部、七五、七六合併、七七の一、七七の二、七八の一部、 七八の一の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字梅田字二郎四田八九の一部 大字梅田字本谷東半二七〇の二及び二七〇の一、二七一と 一体をなす国有地の一部	大字梅田字下乳母ヶ谷の全域 大字梅田字三反田四八の四の一部、五七の一部、五八の一 部、五九、六〇の一部、六一の一部及びこれらと一体をな す国有地 大字梅田字下乳母ヶ谷七一の一の一部、七二、七三、七四の一 部、七五、七六合併、七七の一、七七の二、七八の一部、 七八の一の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字梅田字二郎四田八九の一部 大字梅田字本谷東半二七〇の二及び二七〇の一、二七一と 一体をなす国有地の一部	大字梅田字二郎四田八九の一部、九〇、九一の一部 大字梅田字二郎四田八九の一部、九〇、九一の一部及びこれ らと一体をなす国有地

大字梅田字西谷	大字梅田字屋敷 口	大字梅田字東谷	大字梅田字東谷奥のうち一〇七の一部、一〇九の一部及び これと一体をなす国有地	大字梅田字東前谷中峯二八七の二、二八八の二の一部、二 八八の三から二八八の六まで
大字梅田字赤坂谷平	大字梅田字西谷のうち一七五の一部、一七六の一部及びこ れらと一体をなす国有地以外の区域 大字梅田字西谷西平四一三の四の一部、四二七の六及びこ れらと一体をなす国有地 大字梅田字西谷のうち一八九の一部、一八八の一部、一八九、 一八九の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字梅田字家ノ上三五九の二及びこれと一体をなす国有地	大字梅田字西谷のうち一七五の一部、一七六の一部及びこ れらと一体をなす国有地以外の区域 大字梅田字西谷西平四一三の四の一部、四二七の六及びこ れらと一体をなす国有地 大字梅田字西谷のうち一八九の一部、一八八の一部、一八九、 一八九の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字梅田字家ノ上三五九の二及びこれと一体をなす国有地	大字梅田字西谷のうち一七五の一部、一七六の一部及びこ れらと一体をなす国有地以外の区域 大字梅田字西谷西平四一三の四の一部、四二七の六及びこ れらと一体をなす国有地 大字梅田字西谷のうち一八九の一部、一八八の一部、一八九、 一八九の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字梅田字家ノ上三五九の二及びこれと一体をなす国有地	大字梅田字二郎四田八九の一部、九〇、九一の一部 大字梅田字二郎四田八九の一部、九〇、九一の一部及びこれ らと一体をなす国有地

大字梅田字西谷西平四〇七の四、四〇八の二、四一三の四 の一部	大字梅田字西谷西平四〇七の四、四〇八の二、四一三の四 の一部
大字梅田字榮螺ノ尻のうち一八七、一八八、一八八の一、 一八九、一八九の一及びこれらと一体をなす国有地以外の 区域	大字梅田字榮螺ノ尻のうち一八七、一八八、一八八の一、 一八九、一八九の一及びこれらと一体をなす国有地以外の 区域
大字梅田字本谷東平	大字梅田字本谷東平のうち二七〇の二、二七二の二、二七 二の三及び二七〇の一、二七一と一体をなす国有地の一部 以外の区域
大字梅田字東前谷中峯	大字梅田字東前谷中峯のうち二七三の二、二八七の二、二 八八の二から二八八の六まで及びこれらと一体をなす国有 地以外の区域
大字梅田字倉ホテ谷中峯	大字梅田字倉ホテ谷中峯のうち二七三の二、二八七の二、二 八八の二から二八八の六まで及びこれらと一体をなす国有 地以外の区域
大字梅田字本谷中峯	大字梅田字本谷中峯のうち三二八の二、三二八の三、三二 九の一以外の区域
大字梅田字村ノ谷奥西平	大字梅田字村ノ谷奥西平のうち三四七の三から三四七の五 まで以外の区域
大字梅田字家ノ上	大字梅田字家ノ上のうち三五九の一及びこれと一体をなす 国有地以外の区域
大字梅田字西谷	大字梅田字西谷西平のうち四〇七の四、四〇八の二、四一 三の四、四二七の六及びこれらと一体をなす国有地以外の 区域
大字箇津字赤坂	大字箇津字赤坂谷平のうち一〇八一と一体をなす国有地の 一部以外の区域

## 鳥取県告示第九百九十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、関金町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による野添地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十八年十一月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域（昭和五十七年九月一日現在の地番による。）
大字野添字下河原	大字野添字下河原の全域、大字野添字石鴨八二と一体をなす国有地の一部並びに大字野添字向河原一五六の四の一部、一五六の七の一部、一五七の二、一五七の三の一部、一五九の一五の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字野添字石鴨	大字野添字石鴨のうち八二と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字野添字向河原	大字野添字向河原のうち一五六の四の一部、一五六の七の一部、一五七の二、一五七の三の一部、一五九の一五の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字野添字下モ坂	大字野添字下モ坂の全域及び大字野添字野津三五三〇の二

大字野添字向河  
内

大字野添字向河内の全域及び大字野添字木戸坂四〇六の  
二と一体をなす国有地の一部

大字野添字木戸坂のうち四〇六の二と一体をなす国有地  
の一部以外の区域

大字野添字中西  
鴨

大字野添字中西鴨のうち四七六の六以外の区域  
大字野添字西鴨の全域、大字野添字中西鴨四七六の六並  
びに大字野添字野津ミ五二四の六及び五二四の七

大字野添字野津ミのうち五二四の六、五二四の七及び五  
三〇の二以外の区域

**鳥取県告示第九百九十二号**  
健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和五十八年十一月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名 登録の記号及び番号

登録の年月日

永岡秀之 鳥医二、九九六号

昭和五十八年十月二十八日

### 鳥取県告示第九百九十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり北条砂丘土地改良区から役員の住所に変更を生じた旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十八年十一月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

理事	丸 英 夫	変更前	東伯郡大栄町大字妻波一三三三
		変更後	東伯郡大栄町大字妻波二一六一一三

### 鳥取県告示第九百九十四号

昭和五十八年六月十五日付けで光徳土地改良区から申請のあつた新たに行おうとする土地改良（光徳北部地区暗きよ排水）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により、

昭和五十八年十一月二十二日

砂 口 まゆみ 鳥医二、九九七号

鳥取県知事 西 尾 邑 次

換地計画書の写し

一 縦覧に供する期間

昭和五十八年十一月二十四日から二十日間

二 縦覧に供する場所

淀江町役場

三 縦覧に供する場所

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に對し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

利害関係人は、この告示に係る決定に對し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

## 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に對し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

## 鳥取県告示第九百九十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、淀江宇田川地区第三工区具當土地改良事業の施行に係る地

域の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年十一月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十八年十一月二十四日から二十日間

## 一 縦覧に供する書類

## 三　縦覧に供する場所

福部村役場

## 四　異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

## 間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

## 鳥取県告示第九百九十七号

昭和五十八年九月二十六日付で福部村から申請のあつた土地改良（栗谷（山の手線）地区農道整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年十一月二十二日

鳥取県知事　西　尾　邑　次

## 鳥取県告示第九百九十八号

昭和五十八年九月二十六日付で福部村から申請のあつた土地改良（栗谷（横枕線）地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年十一月二十二日

鳥取県知事　西　尾　邑　次

## 一　縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

## 二　縦覧に供する期間

昭和五十八年十一月二二十四日から二十日間

## 三　縦覧に供する場所

福部村役場

## 四　異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

## 四　異議の申出

福部村役場

## 鳥取県告示第九百九十九号

昭和五十八年九月二十八日付けで鳥取市から申請のあつた土地改良（里仁地区農道整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年十一月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 一　縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

## 二　縦覧に供する期間

昭和五十八年十一月二十四日から二十日間

## 三　縦覧に供する場所

羽合町役場

## 四　異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

## 四　異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

## 鳥取県告示第千一号

昭和五十八年九月二十七日付けで江府町から申請のあつた土地改良（俣野地区農道整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年十一月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年十一月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間  
昭和五十八年十一月二十四日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所  
江府町役場
- 四 異議の申出  
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。
- 鳥取県告示第千二号**
- 昭和五十八年九月二十二日付けで河原町から申請のあつた土地改良（湯谷地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。
- 昭和五十八年十一月二十二日
- 鳥取県知事 西 尾 邑 次
- 一 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間  
昭和五十八年十一月二十四日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所  
日野町役場
- 四 異議の申出  
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。
- 鳥取県告示第千三号**
- 昭和五十八年八月十八日付けで日野町から申請のあつた土地改良（金持地区ほ場整備）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。
- 昭和五十八年十一月二十二日
- 鳥取県知事 西 尾 邑 次
- 一 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間  
昭和五十八年十一月二十四日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所  
日野町役場
- 四 異議の申出  
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

#### 鳥取県告示第千四号

昭和五十八年十月一日付けで日野町から申請のあつた黒坂（山崎）地区の換地計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のように告示する。

昭和五十八年十一月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

#### 一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

#### 二 縦覧に供する期間

昭和五十八年十一月二十四日から二十日間

#### 三 縦覧に供する場所

日野町役場

#### 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

#### 鳥取県告示第千五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、三朝町から同町が行う土地改良事業に係る東小鹿地区第一工区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十八年十一月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

#### 鳥取県告示第千六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、三朝町から同町が行う土地改良事業に係る東小鹿地区第二工区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十八年十一月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

#### 鳥取県告示第千七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、三朝町から同町が行う土

昭和58年11月22日 火曜日

## 鳥取県公報

地改良事業に係る東小鹿地区第三工区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

する。

昭和五十八年十一月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県告示第千十号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、三朝町から同町が行う土地改良事業に係る東小鹿地区第四工区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十八年十一月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

昭和五十八年十一月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県告示第千十一号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十八年十一月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県告示第千九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、赤崎町から同町が行う土地改良事業に係る梅田地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示

十二 百 四	番 登 録	生 産 事 業 者 の 氏 名	生 産 事 業 者 の 住 所	生 産 事 業 の 内 容	名 称 事 業 所 の	所 事 業 地 所 の
後藤 薰		日野郡日南町				
上石見八七五	育成外 の苗及 び幼苗	後藤苗圃	日野郡日南町	穂の採取並びに幼 苗及び苗木の育成	後藤苗圃	日野郡日南町
上石見						

昭和五十八年十一月二十二日

## 鳥取県告示第千十二号

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び河原町役場に備え置いて縦覽に供する。)

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第十条第三項の規定に基づき、生産事業者の登録をしたので、同法第十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

鳥取県知事 西 尾 邑 次

昭和五十八年十一月二十二日

鳥取県告示第千十四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十八年十一月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十七年一月二十六日 鳥取県指令受都計第三百六十三号

二百十	番 登 録	生 産 事 業 者 の 氏 名	生 産 事 業 者 の 住 所	生 産 事 業 事 業 の 内 容	名 称 事 業 所 の	所 事 業 地 所 の
後藤保徳	七 五	日野郡日南町 石見八	穂の採取並びに幼 苗及び苗木の育成	後藤苗圃	日野郡日南町 上石見	

鳥取県告示第千十三号

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第十四条第一項の規定に基づき、次の生産事業者の登録が失効したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和五十八年十一月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

昭和58年11月22日 火曜日

- 二 開発区域に含まれる地域の名称  
米子市今在家字鹿間ノ上
- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
米子市今在家三三〇  
渡邊明美

## 鳥取県告示第千十五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十八年十一月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十八年八月九日 鳥取県指令受米土維第六百三十九号

## 二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市東福原字沖林ノ六及び字沖林ノ七

## 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市東福原八五六  
井上善司

## 選挙管理委員会告示

## 鳥取県選挙管理委員会告示第百二十七号

昭和五十八年第十七回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和五十八年十一月二十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 藏

一日時 昭和五十八年十一月二十五日（金）午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県選挙管理委員会委員室

三 議題 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査について